＜参　考＞

「守口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を遵守したうえで、放課後児童健全育成事業所の実情や独自性に合わせて規程等を作成してください。

本内容は、あくまでも参考例として掲載するものです。

参考例文

＜放課後児童健全育成事業所の名称＞運営規程

（目的）

第１条 ＜放課後児童健全育成事業者の名称＞（以下、「事業者」という。）が設置する＜放課後児童健全育成事業所の名称＞（以下、「事業所」という。）は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の３第２項に基づき、放課後児童健全育成事業を行うことを目的とする。

（運営の方針）

第２条 事業者は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として放課後児童健全育成事業における支援を行うものとする。

２ 事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

３ 事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

４ 前３項のほか、事業者は、児童福祉法、守口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年守口市条例第１８号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第３条 放課後児童健全育成事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名称 〈放課後児童健全育成事業所の名称〉

（２）所在地〈守口市△△△○丁目○番○号〉

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第４条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（１）放課後児童支援員 ○○名

放課後児童支援員は、おおむね次の業務を行う。

ア 健康管理、出席確認、安全の確保を図ること。

イ 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと。

ウ 宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行うこと。

エ 基本的生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせること。

オ 活動状況について家庭との日常的な連絡、情報交換を行うこと。

カ 児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応を図ること。

キ その他放課後等における児童の健全育成上必要な活動を行うこと。

（２）補助員 ○○名

補助員は、放課後児童支援員が行う業務を補助する。

（開所日及び開所時間）

第５条 事業所の開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

（１）開所日

ア 原則として月曜日から○曜日までとする。

イ 開所日数は１年につき○○○日以上とする。

（２）開所時間

ア 小学校の授業がある日 午後○時から午後○時まで

イ 長期間の休業日 午前○時から午後○時まで

ウ 土曜日 午前○時から午後○時まで

（３）年間の閉所日

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

ウ ○月○日から翌年の○月○日まで

（支援の内容）

第６条 支援の内容は、次のとおりとする。

（１）安全指導

（２）健康管理・衛生管理

（３）遊びの指導

（４）学び（学習）の機会の確保

（５）生活指導（基本的生活習慣の習得の指導等）

（６）保護者に対する子育て支援

（７）その他放課後等における児童の健全育成上必要な支援

（利用者の保護者が支払うべき額等）

第７条 事業者は、利用者の保護者から徴収する額は、次に定める額とする。

（１）利用料 月額　　　 円

（２）おやつ代 月額　　　 円

（３）傷害保険料 年額　　　 円

利用を開始した日に関わらず、その年度における負担額とする。

２ 前項に定める額の他、支援の内容により、実費を徴収することがある。この場合、あらかじめ、保護者に対し、支援の内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。

３ 事業者は、前各項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った利用者の保護者に対し交付するものとする。

（利用定員）

第８条 事業所の利用定員は、原則として○○名とする。

（通常の事業の実施地域）

第９条 通常の事業の実施地域は、守口市立○○小学校区とする。

（事業の利用に当たっての留意事項）

第１０条 利用者及びその保護者は、事業の利用に当たっては、次に掲げる内容に留意するものとする。

（１）利用者が欠席をする場合には、利用者の保護者は電話その他の連絡方法により事業所へ届け出ること。

（２）利用者又はその家族の感染症の発生により、他の利用者への感染する恐れがあると認められた場合は、事業者は利用者に対して利用の中止を命ずることができること。

（３）○○のこと。

（緊急時等における対応方法）

第１１条 事業者及び職員は、現に支援の提供を行っているときに、利用者の体調に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

２ 事業者及び職員は、支援の提供により事故が発生した場合は、直ちに利用者の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

３ 事業者は、事故が発生したときは、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じるものとする。

４ 事業者は、支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

（非常災害対策）

第１２条 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練等を行うものとする。

（苦情解決）

第１３条 事業者は、提供した支援に関する利用者及びその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受けつけるための窓口を設置するとともに、利用者の保護者、職員等に周知するものとする。

２ 事業者は、提供した支援に関し、児童福祉法第３４条の８の３第１項の規程により市町村長が求める報告、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３ 事業者は、社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第８３条に規定する運営適正化委員会が同法第８５条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

（個人情報の保護）

第１４条 事業者及び職員は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

２ 事業者及び職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。

３ 事業者は、職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第１５条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

（１）虐待防止に関する責任者の選定及び設置

（２）苦情解決体制の整備

（３）職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

（その他運営に関する重要事項）

第１６条 事業者は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

（１）採用時研修 採用後○カ月以内

（２）継続研修 年○回

２ 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、当該記録を完結の日から５年間保存するものとする。

３ 事業者は、利用者に対する支援の提供に関する諸記録を整備し、当該支援を提供した日から５年間保存するものとする。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。